

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認静岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 26 件

国民年金関係 15 件

厚生年金関係 11 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和43年3月6日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかではないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月6日から同年6月1日まで

申立期間について照会したところ、A事業所における資格取得日が昭和43年6月1日となっていた。私は、出向命令により異動しましたが、41年4月1日より親会社であるB事業所に継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B事業所が管理する従業員名簿及び事業主の「雇用が継続していると考えられます。」との証言から判断すると、申立人がグループ企業内に継続して勤務し（昭和43年3月6日C事業所からA事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和43年6月1日の社会保険事務所の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立期間のうち、申立人が昭和20年5月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年8月20日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、30円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：女
基礎年金番号：
生年月日：昭和3年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：①昭和18年4月1日から20年3月31日まで
②昭和20年5月1日から同年8月20日まで

申立期間①については、A高等学校（現在は、B高等学校）在学時に、学徒動員によりC事業所（現在は、D事業所）に勤務していた。

申立期間②については、A高等学校卒業後に、同事業所に勤務した。両申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、社会保険事務所が保管する被保険者名簿により、申立人のC事業所における厚生年金保険の被保険者期間が確認できたことから、申立人が、当該期間について、同事業所において厚生年金保険被保険者であったことが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人がC事業所において昭和20年5月1日に被保険者資格を取得し、同年8月20日に資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者名簿の記録から、30円とすることが妥当である。

一方、申立期間①について、申立人が当該期間当時A高等学校の学生であったことについては、B高等学校が発行した卒業証明書（昭和20年3月卒業）により確認できる。

また、申立人は、当該期間において、勤労働員学徒としてC事業所に勤務し

ていたとしており、当該期間においてA高等学校に在籍した学生がC事業所に学徒勤労働員されていたことはB高等学校の記念誌で確認できることから、申立人はC事業所に学徒勤労働員されていたことがうかがわれる。

しかしながら、勤労働員学徒については、労働者年金保険法施行令（昭和16年勅令第1250号。昭和19年6月1日以降は、厚生年金保険法施行令）及び昭和19年厚生省告示第50号（通年勤労働員学徒指定）により、厚生年金保険の被保険者たる者として指定されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、当該期間について申立人が厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡国民年金 事案 705

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 4 月から 61 年 3 月までの期間、63 年 5 月及び同年 6 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 59 年 4 月から 61 年 3 月まで
②昭和 63 年 5 月及び同年 6 月

数年前に、年金記録の照会を行った際、知らない会社名を言われたり、やや不安な対応がありつつも、対応した職員の「大丈夫です」の一言で未納や記録違いは無かったものと思い帰宅した。しかし、その 2 年後ぐらいに再度、社会保険事務所に出向くと、「未納期間があります」と言われたが、他人の記録が混じっているように思われ、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付についての記憶が明確でなく、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）も無いため、納付状況は不明である。

また、申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 62 年 1 月 20 日に払い出されており、申立人はこのころ国民年金に加入したと考えられるが、この時点で申立期間の一部は時効であり、国民年金保険料を納付することができず、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたこともうかがわれない。

さらに、申立期間②について、申立期間②直後の昭和 63 年 7 月から平成元年 4 月までの国民年金保険料を時効直前の 2 年 10 月 22 日に一括納付しており、申立期間に係る保険料については時効により納付することができなかつた可能性がうかがわれる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡国民年金 事案 706

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月から同年11月まで
私が勤めていた職場は、厚生年金保険の適用事業所ではないと言われたため、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付してきたのに、申立期間が未加入期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している国民年金手帳の記録欄には、申立期間前の昭和52年10月24日から54年1月6日までの任意加入期間と申立期間後の平成11年2月1日から13年9月1日までの第3号被保険者期間は記載されているが、申立期間についての記載が無く、申立期間は未加入期間であったと考えられる。

また、申立期間当時の保険料額等について申立人の記憶が曖昧であり、申立人が勤務していた職場の同僚等からの状況聴取もできず、申立期間当時の納付状況が不明である。

さらに、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたこともうかがえず、申立人も現在所持している国民年金手帳以外の手帳を受け取った記憶は無い。

加えて、申立人は昭和58年10月から同年12月までの国民年金保険料を重複納付し、後に還付されたと主張しているが、申立人が居住している市の記録ではこの間の納付及び還付ともに記録が無い。

そのほか、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡国民年金 事案 707

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年12月

私は、昭和46年12月25日に会社を退職し、47年1月になって国民年金の加入手続をした。未加入期間について督促も通知も受けたことは無く、未加入期間があるとは思わなかった。

私の国民年金の資格取得日を昭和47年1月1日という手続のできないはずの日にされ、申立期間が未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年2月23日に払い出されており、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、申立人は47年2月ごろに国民年金に加入し、その際、現年度保険料の納期限が到来していない47年1月までさかのぼって資格の取得を行ったものと考えられ、この時点で申立期間は未加入期間となる。

また、申立人が国民年金の資格取得後に転居した市の国民年金被保険者名簿にも、資格取得日は昭和47年1月1日と記載されている上、納付記録欄にも46年12月までは未加入期間と記載されている。

さらに、申立人が記憶している申立期間に係る保険料の納付方法は、当時の市の保険料の納付状況と相違する上、加入手続を行った時期についての記憶は曖昧である。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年5月から48年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年5月から48年9月まで

私は、昭和45年12月ごろ国民年金に加入した。46年4月に結婚して、夫の勤務地である市へ転入し、自分で国民年金保険料を納付していた。申立期間に係る保険料については、納付書により3か月ごとに納付し、納付し始めて1年を過ぎた47年ごろにそれまでの保険料より100円ほど高くなったことを記憶している。夫の仕事柄転勤が多かったが、転出入の際には市役所等で納付指導を受け、保険料の納付継続に努めたはずなので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る国民年金保険料について、納付書により3か月ごとに納付していたと申立人は主張しているが、申立期間のうち、昭和46年5月から47年3月までの保険料は印紙検認方式で徴収しており、当時の状況と相違する。

また、申立期間について、申立人は複数回転居しているが、申立人が所持する国民年金手帳には住所変更の記載が無く、申立期間当時、申立人の国民年金の住所変更手続は適正に行われなかったものと推認される上、申立人が申立期間当時居住していた市及び町に申立人に係る国民年金収納記録等が見当たらず、申立期間に係る保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立人は昭和48年4月1日から49年10月3日まで不在決定されており、不在決定されている期間は納付書が送付されることは無く、保険料を納付できなかった可能性がある。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記当）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡国民年金 事案 709

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和39年4月から48年3月まで
銀行の定期預金(30万円)が満期になったので、昭和50年4月に妻が市役所の窓口で夫婦二人分の国民年金保険料を一括で納付した。昭和36年度から48年度まで納付したのに、領収証書には申立期間分が空白となっており、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、昭和36年4月から39年3月までの国民年金保険料を特例納付し、その領収証書を所持しているが、当該領収証書に押印された金融機関の領収印は、申立人の妻が主張する市役所の金融機関の領収印と異なるものであることが確認できた。

また、申立人の妻は「定期預金が満期になったのでそれを持って納付に行った。市役所の窓口で保険料を10年分納付した。」と主張しているが、国民年金保険料の納付金額及び保険料の原資である定期預金に関する記憶並びに申立人の妻の申立期間に係る納付書発行時の記憶は曖昧である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和50年3月ごろに払い出されているが、この時点では申立人が60歳に到達するまでに国民年金の受給資格期間(300か月)を満たすことができず、申立人の国民年金保険料の納付済期間及び厚生年金保険の加入期間が通算して318か月であることが確認できることから、申立人夫婦は国民年金受給資格を失うことのないよう過年度納付及び特例納付を利用して、必要な限度で国民年金保険料を納付したと考えることが自然である。

加えて、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、日記等)が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していた

ことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡国民年金 事案 710

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月から48年3月まで
銀行の定期預金(30万円)が満期になったので、昭和50年4月に私が市役所の窓口で夫婦二人分の国民年金保険料を一括で納付した。昭和36年度から48年度まで納付したのに、領収証書には申立期間分が空白となっており、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、昭和36年4月から39年3月までの国民年金保険料を特例納付し、その領収証書を所持しているが、当該領収証書に押印された金融機関の領収印は、申立人が主張する市役所の金融機関の領収印と異なるものであることが確認できた。

また、申立人は「定期預金が満期になったのでそれを持って納付に行った。市役所の窓口で保険料を10年分納付した。」と主張しているが、国民年金保険料の納付金額及び保険料の原資である定期預金に関する記憶並びに申立人の申立期間に係る納付書発行時の記憶は曖昧である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和50年3月ごろに払い出されているが、この時点からは申立人が60歳に到達するまでに国民年金の受給資格期間(300か月)を満たすことができず、申立人の国民年金保険料の納付済期間が309か月であることが確認できることから、申立人夫婦は国民年金受給資格を失うことのないよう過年度納付及び特例納付を利用して、必要な限度で国民年金保険料を納付したと考えることが自然である。

加えて、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、日記等)が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年9月から40年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年9月から40年9月まで

申立期間当時、親の仕事を手伝っており、両親と一緒に国民年金保険料を納付していた。親に任せていたので、当時のことは分からないが、父親の性格上、私の分だけ納付しなかったとは考えられないため、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、37か月と長期間である。

また、申立期間に係る国民年金加入手続及び国民年金保険料の納付に申立人は直接関与しておらず、これを行ったとする申立人の父親は他界し当時の状況確認ができないため、申立期間に係る国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和42年11月ごろ払い出され、これ以前にほかの国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立人の父親はこのころ申立人の国民年金の加入手続を行ったと考えられ、この時点で申立期間は時効により特例納付でしか国民年金保険料を納付できない期間であるが、特例納付により遡^{そきゅう}及して保険料を納付した形跡は見当たらない。

加えて、申立人は申立期間直後の昭和40年10月から42年3月までの保険料を納付しており、申立人の父親が、申立人の加入手続を行った際、時効となっていなかった当該期間の保険料について過年度納付したと考えられる。

このほか、申立期間に保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡国民年金 事案 712

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年2月から55年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和23年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年2月から55年6月まで

昭和45年2月に再就職した会社は厚生年金保険の未適用事業所であったため、国民健康保険に加入し、同時に国民年金にも加入していたと思うので、申立期間が未加入期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は国民健康保険の加入手続について明確に記憶しているが、国民年金の加入手続についての記憶は曖昧であり、国民健康保険に加入していたため、国民年金にも加入していたと思うと述べている。

また、申立人は申立期間に係る国民年金保険料を郵便局から定期的に納付していたと主張しているが、申立期間当時、申立人が居住していた市では、郵便局での保険料の納付はできなかったとしており、申立人の記憶と齟齬がある。

さらに、申立人は申立期間当時の国民年金手帳について記憶が無く、申立人に対し、国民年金手帳記号番号が払い出されていたことがうかがえない上、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年10月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年10月から55年3月まで

申立期間に係る国民年金保険料は、当時、同居していた義父に毎月市役所に納付しに行ってもらっていた。保険料額は定かでないが、2,000円ぐらいだったと記憶している。そのため、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、市役所で保険料の納付をしたとされる申立人の義父は既に他界しているため、当時の状況を確認することができず納付状況は不明である。

また、申立人は、その義父と同居を始めた昭和49年ごろから2、3年ぐらいの間、義父に保険料の納付を頼んでいたと述べており、この供述は52年9月まで納付済みとなっている現在の納付記録と矛盾しないと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間直後の昭和55年4月から56年2月まで免除期間となっており、申立人の妻も52年7月から申立期間を含めた56年2月までの期間、4か月の厚生年金保険加入期間を挟んで免除期間となっていることから、申立期間について国民年金保険料を納付していなかった可能性がある。

加えて、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらず、申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、日記等)も無い上、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡国民年金 事案 714

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年3月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年3月から同年9月まで
保険料等の納めるべきものはすべて支払ってきたはずであり、私の年金手帳では昭和50年3月1日が資格取得とされており、申立期間が未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続や納付金額等について記憶が無く、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）も無く、当時の状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和52年2月ごろに払い出されていることから、申立人はそのころ国民年金の加入手続を行い、厚生年金保険被保険者資格を喪失した50年3月1日にさかのぼって国民年金被保険者資格を取得したと推測され、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

さらに、国民年金手帳記号番号払出日からすると、申立人は昭和50年10月から51年3月までの国民年金保険料を過年度納付したと考えられることから、申立人が当該過去の未納保険料をまとめて納付した時点で申立期間は既に時効のため保険料を納付できなかったと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年8月、49年3月から50年3月までの期間及び51年4月から53年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和47年8月
②昭和49年3月から50年3月まで
③昭和51年4月から53年12月まで

退職後の昭和47年8月以降は実家に住んでいたため、母親が家族の国民年金保険料と一緒に私の保険料も納付してくれていた。また、50年3月に結婚した後は自分で保険料を納付していたので、未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和50年3月に結婚するまでの期間に係る国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、当該期間の保険料の納付を行っていたとされる申立人の母親から当時の状況について聴くことが困難であり、納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和53年8月ごろ払い出されており、このころ申立人は国民年金の加入手続を行ったと推測されるが、その時点では申立期間①、②は、特例納付によるほかは既に時効であり、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことはいかなる理由も明らかでない上、申立人には遡及して納付した記憶が無い。

さらに、申立人は自分で国民年金保険料の納付を開始した時期の保険料額について、1万円程度であったと述べており、これは申立期間後、申立人が納付を開始した記録となっている昭和54年1月ごろの1期分の保険料額に近い。

加えて、申立人の国民年金手帳を見ると、申立期間②のうち昭和49年3月及び50年3月、申立期間③については、資格取得に係る記載が無く、未加入期間とされており、申立期間③のうち申立人が厚生年金保険被保険者であった

51 年 6 月及び同年 7 月については、重複して国民年金保険料を納付していないと述べている。

そのほか、申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡国民年金 事案 716

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年12月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年12月から42年3月まで
昭和36年12月に20歳に到達したと同時に国民年金に加入し、国民年金保険料を夫と共に納付していたはずなのに、申立期間について私だけ未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和43年7月2日に払い出されており、別に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人はこのころ国民年金に加入し、その際、20歳にさかのぼって国民年金被保険者資格を取得したと考えられ、この時点で申立期間の大半は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付について、申立人の記憶は曖昧であり、申立期間に係る国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、日記等)も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡国民年金 事案 717

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 5 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 5 月から 61 年 3 月まで
申立期間当時、国民年金に未加入とのことだが、任意加入を続けて国民年金保険料を必ず納付していたはずであり、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 47 か月と長期間である。

また、申立人は口座振替で国民年金保険料を納付していたとしているが、申立人名義の金融機関の口座では、昭和 57 年 5 月末に保険料の引落しがされているものの、翌月の同年 6 月から 61 年 3 月までの期間については、保険料の引落しがされていないことが確認できる。

さらに、社会保険庁の特殊台帳(マイクロフィルム)によると、昭和 57 年 5 月分の国民年金保険料が同年 8 月に還付されていることが確認できることから、申立期間は任意加入被保険者の資格を喪失して未加入期間となっていたと考えるのが自然である。

加えて、申立人は年金手帳を所持しておらず、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(日記、家計簿等)も無い上、国民年金保険料の納付に係る申立人の記憶が曖昧であり、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年7月から52年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：女
基礎年金番号：
生年月日：昭和23年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和50年7月から52年1月まで

私は、申立期間当時、居住していた市役所の支所で2年分の国民年金保険料をさかのぼって納付した。その際、国民年金手帳を持参しなかったが、領収書を受け取った記憶があるため、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和44年に一度払い出されているものの、52年2月ごろに改めて国民年金手帳記号番号が払い出されており、申立人が国民年金に係る手続をしたとする時期に合致しているため、申立人はこのころ国民年金に任意加入し資格を再度取得したと推察できる。

また、この当時発行されたと思われる、現在申立人が所持する年金手帳の「初めて被保険者となった日」欄には資格取得日が52年2月となっており、申立期間は未加入となっている。

さらに、この時点では、申立期間は任意加入対象期間であるため、制度上、さかのぼって国民年金の被保険者にはなり得ず、さかのぼって国民年金保険料を納付することができない期間であったと考えられる。

加えて、申立人が保険料を納付したとする市役所の支所では、過年度保険料を取り扱っていなかったことから、申立人の供述は不自然である。

そのほか、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年11月から49年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年11月から49年7月まで
昭和44年11月ごろに婚姻届の用紙を市役所に取りに行った際に市役所職員に国民年金の加入を勧められたため、手続き、それ以降、国民年金保険料を納めてきたので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年11月ごろに国民年金に加入し、申立期間当時は納付書で国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の居住する市では納付書による納付が可能になったのは47年4月以降である。

また、申立人は加入手続の際に付加保険料の納付も勧められたとのことであるが、付加保険制度が導入されたのは昭和45年10月からであり、申立人の記憶と齟齬がある。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和49年9月前後に払い出されており、このころ申立人は国民年金の加入手続を行ったと推測され、申立期間は任意加入対象期間となるため、制度上、加入手続を行った時から遡^{さかのぼ}って国民年金の被保険者にはなり得ず、遡^{さかのぼ}って国民年金保険料を納付できないほか、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたこともうかがえない。

加えて、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 37 年 4 月 1 日から 39 年 4 月 1 日まで
②昭和 40 年 1 月 26 日から 41 年 12 月 16 日まで

社会保険事務所で厚生年金保険の記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みとの回答であったが、受給した記憶は無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の押印がされているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 2 か月後の昭和 42 年 2 月 14 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る脱退手当金は受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和19年10月1日から30年6月1日まで
②昭和30年6月1日から同年10月1日まで

自分が提出した「厚生年金保険の被保険者期間について」及び「高齢被保険者資格記録照会回答票」では、現在の社会保険事務所の記録において脱退手当金を受給したとされる上記申立期間が厚生年金保険の被保険者期間として含まれているように見える。自分は脱退手当金を受給した記憶は無いので、年金額に反映される期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、社会保険業務センターが保管している被保険者台帳に脱退手当金の給付記録が記されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

また、申立人からは「高齢被保険者資格記録照会回答票」の1ページ目のみが提出され、これを見ると、同回答票には2ページ目があり、その2ページ目において一時金が支給された記録が掲載されていることを意味する表示が確認でき、これに手書きされたメモからも、申立期間についての脱退手当金が支給されたことを踏まえ、昭和59年当時、社会保険事務所において年金相談業務が行われたことがうかがわれる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 25 年 3 月ごろから 28 年 3 月ごろまで
亡くなった夫の厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、37 年間 (444 か月間) であるという回答を得た。

生前、夫は、厚生年金保険に 38 年間加入したと話していたのを記憶しているので、申立期間の範囲で、不足している 1 年間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録 (年金記録) の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

また、申立人の妻は、申立期間に係る申立人の勤務先等については承知しておらず、申立期間は、申立人が中学校卒業後、A 事業所 B 工場で厚生年金保険の資格を取得するまでの約 3 年間であることから、申立人に係る、中学校卒業後の就業状況を最もよく知ると考えられる近親者からの証言が重要な調査対象のひとつであるものの、申立人の妻から、申立人の親せき等に対する調査については差し控えるよう申入れがあったため、調査対象の事業所を特定することが困難である。

さらに、申立人の卒業した中学校に卒業後の進路を照会したところ、卒業後の進路は「農業」との回答があり、申立人が中学校卒業後、直ちに厚生年金保険の資格を取得したとは考え難い。

加えて、社会保険庁のオンライン記録にある資格取得日よりも前に、申

立人が同じA事業所で資格を取得した可能性を考え、社会保険事務所が管理するA事業所B工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険番号18番（昭和23年12月10日取得）から同番号25番（昭和28年1月5日取得）までの間の被保険者、A事業所C工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険番号282番（昭和24年10月1日取得）から同番号393番（昭和28年6月15日取得）までの被保険者、及びA事業所D製材所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険番号37番（昭和25年2月28日取得）から同番号48番（昭和30年9月15日取得）までの被保険者を調査したが、この間に欠番は無く、申立人の氏名は見当たらず、申立人の氏名が脱落した痕跡も認められない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年10月1日から31年5月27日まで
社会保険事務所で厚生年金保険の記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みとの回答であったが、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和31年7月16日に支給決定されているほか、社会保険業務センターが保管している被保険者台帳に脱退手当金の給付記録が記されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和38年4月1日から41年4月6日まで
社会保険事務所で厚生年金保険の記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みとの回答であったが、受給した記憶は無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金を支給した旨が記載されている上、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約1か月後の昭和41年5月12日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 25 年 3 月 25 日から 29 年 1 月 1 日まで
②昭和 47 年 4 月 1 日から 49 年 12 月 30 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答があった。

申立期間①のA事業所では、事業主より厚生年金保険について説明を受けた記憶があり、申立期間②のB事業所では、給料から保険料を引かれ、被保険者証も持っていたと記憶しているので、当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る保険料を事業主により控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

申立期間①について、A事業所の所在地を管轄していた社会保険事務所の昭和 17 年から 48 年までの事業所名簿を確認したが、当該事業所名及び類似の事業所名は確認できなかった。

また、A事業所の事業主の親族に、申立期間当時における厚生年金保険への加入の有無について照会したが、適用事業所であったことを確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

申立期間②について、申立人が挙げた同僚の証言から、申立人が常勤でB事業所に勤務していたことは認められるが、「当該事業所は事業主の一存で何事も決めており、常勤で勤務していた者全員が厚生年金保険に加入していたとは思えない。」とも述べており、申立人が同様の職種として挙げた同僚の中には、当該事業所での加入記録が確認されない者もいる。

また、社会保険事務所が管理する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票の健康保険番号 61 番（昭和 46 年 12 月 1 日取得）から同番号 109 番（昭和 50 年 4 月 8 日取得）までの被保険者を確認したが、この間に欠番は無く、申立人の氏名は見当たらず、申立人の氏名が脱落した痕跡こんせきも認められない。

さらに、雇用保険の加入記録において、申立期間に係る記録は確認できない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和29年11月1日から30年5月1日まで
(A事業所)
②昭和34年6月1日から35年5月31日まで
(B事業所)
③昭和35年6月1日から36年5月31日まで
(C事業所)

社会保険事務所で厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

当時、勤務していたことは確かなので、当該期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間①、②、及び③に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

申立期間①のA事業所については、同僚からの聴取によっても申立人の入社時期が明らかとならない。またA事業所からは、「当時の関係資料は廃棄済みで確認できないが、従来より見習い試用期間の慣行があった。また、申立期間当時は季節労働者が多く、社会保険に加入しない者も多くいた。」との証言が得られたほか、申立人はA事業所において、申立期間後の昭和30年5月1日から厚生年金保険の資格を取得しており、申立人が入社後に履歴書を記載したと記憶していることは、A事業所が正社員となる意思の確認を行ったとも推認できるなど、厚生年金保険の加入遅れを生

ずる事情が複数存在したことをうかがうことができる。

また、社会保険事務所が管理するA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間以前に取得した健康保険番号117番（昭和27年11月1日取得）から申立人の同番号230番（昭和30年5月1日取得）までの被保険者を確認したが、この間に欠番は無く、申立人の氏名は見当たらず、申立人の氏名が脱落した痕跡^{こんせき}も認められない。

申立期間②のB事業所については、申立人が事業主の氏名を覚えていたため事業所の特定はできたが、申立人が同僚として挙げた者には、同事業所で厚生年金保険の被保険者として確認できない者がいるほか、申立期間に台東工業株式会社で厚生年金保険の被保険者となっている者に照会したが、「申立人を覚えていない。」との回答であった。

また、B事業所に、当時の厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除の状況について照会したものの、これらを確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

さらに、社会保険事務所が管理するB事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、新規適用日に厚生年金保険の資格を取得した健康保険番号1番（昭和30年12月1日取得）から最終払出しの同番号89番（昭和51年3月1日取得）までの被保険者を確認したが、この間に欠番は無く、申立人の氏名は見当たらず、申立人の氏名が脱落した痕跡^{こんせき}も認められない。

申立期間③のC事業所については、申立人の記憶が曖昧^{あいまい}であり、事業所の所在地及び通勤の最寄り駅も明らかでないため、広範囲にD都道府県西部と隣接するE都道府県全域を管轄していた社会保険事務所の資料を確認したが、その事業所名を適用事業所として確認できなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 11 月 20 日から 37 年 7 月 1 日まで
社会保険事務所で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、上記申立期間については脱退手当金が支給済みであるとの回答であったが、自分は脱退手当金を受給した記憶が無いので、上記申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の押印がされているとともに、申立期間に係る脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後の昭和 37 年 10 月 24 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 33 年 12 月 1 日から 34 年 3 月 19 日まで
(A 事業所)
②昭和 34 年 4 月 1 日から同年 8 月 10 日まで
(B 事業所)

上記事業所において加入記録はあるが、両事業所とも厚生年金保険の被保険者期間が1か月しかなく、実際に勤務した期間と相違しているため、厚生年金保険被保険者期間を訂正していただきたく申立てをします。

第3 委員会の判断の理由

すべての申立期間について、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

申立期間①のA事業所について、社会保険事務所が管理する健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険番号98番(昭和33年9月1日取得)から同番号200番(昭和35年7月1日取得)までを確認したが、申立人は同番号118番として昭和34年3月19日に厚生年金保険の被保険者となり、同年4月1日に資格を喪失した記録が確認できるほかは、申立人の氏名は見当たらず、申立人の氏名が脱落した痕跡こんせきも認められない。

また、当時の事務責任者に問い合わせをしたところ、「当時は、募集は通年でしており、ある程度、新入社員が増えてからまとめて社会保険に加入手続をしていたため、入社日と厚生年金保険の加入日はズレがある。ただし、厚生年金保険の加入前は厚生年金保険料を給与から控除していない。」との証言を得た。社会保険事務所が管理する健康保険厚生年金保険

被保険者名簿を確認したところ、A事業所では複数人が同じ日に厚生年金保険の資格を取得していることが確認できるため、証言のとおり厚生年金保険をまとめて加入させていたことが推認できる。なお、昭和33年11月から34年2月の間に厚生年金保険の資格を取得した者はいない。

さらに、申立てに係るA事業所は、既に全喪しており、申立期間における厚生年金保険の適用、保険料控除の状況を確認できる関連資料を得ることはできなかった。

申立期間②のB事業所について、社会保険事務所が管理する健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険番号1番（昭和31年7月5日取得）から同番号20番（昭和35年2月1日取得）までを確認したが、申立人は同番号18番として昭和34年8月10日に厚生年金保険の被保険者となり、同年9月7日に資格を喪失した記録が確認できるほかは、申立人の氏名は見当たらず、申立人の氏名が脱落した痕跡^{こんせき}も認められない。

また、B事業所（現C事業所）及び複数の同僚に問い合わせをしたところ、申立期間当時、B事業所は社長のワンマン経営であり、経理や労務等すべてにおいて社長が管理していた旨の証言があった一方で当該複数の同僚から、職種等により、待遇にかなりの差があった旨の証言も得た。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和26年3月15日から30年6月10日まで
(A事業所)
②昭和30年10月15日から31年11月10日まで
(B事業所)

A事業所及びB事業所には上記の期間勤務しており厚生年金保険に加入していたと考えている。厚生年金保険被保険者記録の訂正をしていただきたく申立てします。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

申立期間①について、申立人がA事業所があったと記憶している所在地を含む都道府県内には、社会保険庁が管理している記録では、申立期間中にA事業所という名称の適用事業所は確認できなかった。

また、申立人がA事業所があったと記憶している所在地を管轄する法務局に、商業登記簿謄本を請求したところ、該当する事業所は見当たらないとの回答を得た。

さらに、A事業所と関係していたと申立人が記憶している事業所に対し、申立期間におけるA事業所の厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除について照会したものの、これらを確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

申立期間②について、社会保険庁が管理している記録には、B事業所という名称の適用事業所は確認できないものの、申立人がB事業所があった

と記憶している所在地には、名称が酷似しているC事業所（業種は申立てと同じ）があったことが確認でき、かつ、申立人がB事業所の当時の役員と記憶する二人がC事業所の提出した資料において同事業所の役員であることが確認できるが、C事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間後の昭和36年6月1日である。

また、C事業所に申立期間当時における厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除について照会したが、これらを確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年4月11日から21年4月10日まで
社会保険事務所へ厚生年金保険の加入期間について照会したところ、上記申立期間については脱退手当金が支給済みであるとの回答であった。当該脱退手当金が支給されたとされる時期は戦後まだ復興できていないころで、自分は現金を受け取った記憶は無いし、また受け取る方法はなかったはずなので、当該脱退手当金を受給したことになっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和21年7月16日に支給決定されているほか、厚生年金保険被保険者台帳に脱退手当金の給付記録が記されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。